# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長崎県平戸市長

## 公表日

令和7年1月29日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金関係事務				
②事務の概要	国民年金に関する事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の事務の多くは、日本年金機構に委任・委託されている。 市町村については、法定受託事務として、次の事務を行う。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等に係る届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認 ③付加保険料納付に係る申出の受理・確認 ④氏名・住所等の変更に係る届出の受理・確認 ⑤基礎年金番号通知書申請の受理・確認 ⑤国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認 ⑦国民年金保険料の法定免除の受理・確認 ⑧国民年金保険料の産前産後免除の受理・確認 ⑨老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・妻婦年金・老齢福祉年金に係る請求届出等の受理、確認 ⑪未支給年金・死亡一時金に係る請求届出等の受理・確認 ⑪未支給年金・死亡一時金に係る請求届出等の受理・確認 ⑪キ玄生活支援給付金に係る請求届出等の受理・確認 ⑬年金生活支援給付金に係る請求届出等の受理・確認 ⑬年金生活支援給付金に係る請求届出等の受理・確認				
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一 31、95の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条8号、別表第二 47、48、49、50の項 【情報提供】 番号法第19条8号、別表第二 48、50の項	

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 健康ほけん課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 市民生活部健康ほけん課 TEL0950-22-9124

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 総務部総務課 TEL0950-22-9100

9. 規則第9条第2項の適用		]適用した
適用した理由		

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か		14年3月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		4年3月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施		] ぞれ重点項目評価・	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ンステムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	<b>5</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネット ・	ワークシステムをご	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	個人番号入力などの作業は	無く、システム(	の連携のみであるため。			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	] 1) 2)	選択肢> 特に力を入れて行っている 十分に行っている 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目	評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	] 1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
判断の根拠		おいて行政機関等と同等の	しており、委託先の設備、技術水準、実績など )安全管理措置が講じることが出来ると判断 「十分である」と考える。	

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	市民課長 吉村 藤夫	市民課長 田中 幸治	事後	
令和1年6月26日				事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5①部署	市民福祉部市民課	市民生活部健康ほけん課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	市民課長 田中 幸治	課長	事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	7請求先	市民福祉部市民課	市民生活部健康ほけん課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月28日	4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	運用開始によるもの
令和1年6月28日	4②法令上の根拠		【情報照会】 番号法第19条7号、別表第二 47、48、49、50	事前	運用開始によるもの
令和2年9月1日	1②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 なお、特定個人情報ファイルについては、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金に関する事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の事務の多くは、日本年金機構に委任・委託されている。 市町村については、法定受託事務として、次の事務を行う。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等に係る届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理・確認 ③付加保険料納付に係る申出の受理・確認 ④氏名・住所等の変更に係る届出の受理・確認 ⑤年金手帳展交付申請の受理・確認 ⑥国民年金保険料の方に係る周出の受理・確認 ⑥国民年金保険料の方に係る周出の受理・確認 ②事志等婦長金・老師福祉年金・遺族基礎年金・資源基金・老師福祉年金・遺族基礎年金・遺族基礎年金・資源基金・老師福祉年金・遺族基礎年金・受理・確認 ①ま会生活支援給付金に係る請求届出等の受理・確認 ①年金生活支援給付金に係る請求届出等の受理・確認 ②する時間では認 ②する時間では認 ②する時間では、日本年金機構(佐世保年金事務所、福岡広域事務センター)へ送付している。	事後	
令和2年9月1日	7請求先	TEL0950-22-4111	TEL0950-22-9124	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日		TEL0950-22-4111	TEL0950-22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条7号、別表第二 47、48、49、50	【情報照会】 番号法第19条8号、別表第二 47、48、49、50	事後	法令改正によるもの
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年3月11日	1②事務の概要	⑤年金通帳再交付申請の受理・確認	⑤基礎年金番号通知書申請の受理・確認	事前	法令改正によるもの
令和7年1月29日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	_		事後	様式変更に伴うもの
					1